

受理番号	受理年月日	件名及び要旨	提出者	送付 委員会名
26年第1号	26.3.3	<p>「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例(案)」に関する陳情</p> <p>今議会に議員提案される「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例(案)」については、委員会に付託し審議をしてから採決にあたるよう陳情する。</p> <p><b>【陳情趣旨】</b></p> <p>マスコミ報道など当会や障害者団体との会合でもあったように、今議会中にいばらき自民党から「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例(案)」が議員提案されると伺っている。この条例は、マスコミ報道にもあるように、県民の注目を集めている。そして、条例でも掲げているように、障害当事者はもとより、広く県民全体に関わる条例となっている。</p> <p>そのことから、当会としては、準備会から3年ものあいだ、勉強会や条例案づくりにあたり、広く県民的な運動をしてきた。</p> <p>この度、いばらき自民党から提案される条例案については、いばらき自民党からパブリックコメントを県民に求めた。しかし、その結果どのような意見が出て、条例案にどのように反映されたかも、説明がないままになっている。また、広く県民全体に関わる条例であるので、県民の代表である、議員各位の条例案に対する審議は欠かすことができないと考える。</p> <p>それから、茨城県議会が平成24年12月議会にて採択した「茨城県議会基本条例」では「(県民への説明責任)第20条 議会は、議会運営並びに政策の立案及び決定等について、県民に対して説明する責務を有する。」とあることから、この「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例(案)」については、委員会前に提案し、委員会に付託し、県民への説明責任を果たし熱心な審議を経てから採決されるよう陳情する。</p> <p>尚、審議にあたって、当会が条例についての留意点として、いばらき自民党に提出した要望は下記のとおりであり、議員各位の審議の参考にしていただきたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p>茨城に障害のある人の権利条例をつくる会 共同代表 稲田康二、川島映利奈</p>	

1. 相談救済の仕組みを身近なものとする

今、日本にある障害者権利条例の多くに、自分の住む市町村に地域相談員が複数名、県を数カ所に区分された福祉圏域に広域専門相談員がそれぞれ1名ずつおり、差別を受けた人は、それぞれ、どちらの相談員にも相談することが出来る。また、相談員で差別事案が解決出来ない場合は、調整委員会でその事案の解決が図られるようになっている。このように身近なところに相談するところがあることと、難しい差別事案にも対応できる仕組みがあることの二つがとても重要である。

2. 主な生活分野の差別規定となる「各則」を次の案のように盛り込むこと

今、日本にある障害者権利条例の多くに、主な生活分野における差別規定が盛り込まれている。これによって障害のある人もない人もその分野において何を守り、何が守られるのかわかる。その結果、お互いが障害について理解し、差別を是正することにつながる。そのために、主な生活分野の差別規定となる「各則」を入れることがとても重要になる。

**【各則（案）】**

(福祉サービスの提供)

- ・ 福祉サービスを提供する場合において、障害のある人に対して、福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援を行い、障害のある人又はその家族の意思の尊重に努めるものとする。
- ・ 福祉サービスの提供を行う者は、障害のある人に対して、福祉サービスの提供に関し、不均等待遇を行ってはならず、また合理的配慮に努めるものとする。

(教育)

- ・ 教育を行う場合において、障害のある者又はその保護者に対して必要な情報提供を行い、本人に必要と認められる適切な指導及び支援を受ける機会の提供に努めるものとする。
- ・ 教育を行う者は、障害のある者に対して、その特性を踏まえた教育が受けられるよう、不均等待遇を行ってはならず、また合理的配慮に努めるものとする。

(労働及び雇用)

- ・ 労働者を雇用する場合において、障害のある人に対して、当該障害のあ

		<p>る人が合理的配慮をなされてもなおその業務を適切に遂行することができない場合等、正当かつやむを得ないと認められる場合を除き、募集、採用、労働条件、解雇について、不均等待遇を行ってはならず、また合理的配慮に努めるものとする。</p> <p>(医療の提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療を提供する場合において、障害がある人に対して、必要な情報提供を行い、本人に必要と認められる適切な医療の提供に努めるものとする。</li> <li>・ 医療を提供する者は、障害のある者に対して、本人の生命または身体の保護のためにやむを得ない場合等、正当かつやむを得ないと認められる場合を除き、不均等待遇を行ってはならず、また合理的配慮に努めるものとする。</li> </ul> <p>(商品及びサービスの提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商品またはサービスを提供する場合において、障害のある人に対して、サービスの本質を著しく損なうこととなる場合等、正当かつやむを得ないと認められる場合を除き、商品及びサービスの提供に関し、不均等待遇を行ってはならず、また合理的配慮に努めるものとする。</li> </ul> <p>(建物及び公共交通機関の利用)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害のある人が建物その他の施設または公共交通機関を利用する場合において、障害のある人に対して、建物又は車両等の本質的な構造上やむを得ないと認められる場合等、正当かつやむを得ないと認められる場合を除き、不均等待遇を行ってはならず、また合理的配慮に努めるものとする。</li> </ul> <p>(意思の確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害のある人が日常生活等を営む上で必要な意思表示を行う場合において正当な理由なく、不均等待遇を行ってはならず、また合理的配慮に努めるものとする。</li> </ul> <p>(情報提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害のある人が日常生活等を営む上で必要な情報提供を受ける場合において、正当な理由なく、不均等待遇を行ってはならず、また合理的配慮に努めるものとする。</li> </ul> <p>(不動産)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不動産の取引を行う場合において、障害のある人又は障害のある人と同居する者に対して、不均等待遇を行ってはならず、また合理的配慮に努めるものとする。</li> </ul>		
--	--	--	--	--

3. 3年ごとに条例を見直す機会を設けること

国連の障害者権利条約批准や差別解消法の施行など、障害がある人の状況はこれから大きく変化していくことが予想される。また、この条例案も十全であるとはいえないことを考えると、その時の実情に合わせてこの条例を見直し、役割を果たせる条例にするためにも、見直し規定があることはとても重要である。